

第 8 回 軽井沢 2 2 世紀風土フォーラム基本会議

【日 時】 平成 2 9 年 7 月 2 0 日 (木) 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 4 0

【場 所】 軽井沢発地市庭 イベントスペース

【出席者】 基本会議委員：石坂洋二委員、鈴木幹一委員、須永久委員、
西山紀子委員、横島庄治委員、志立正嗣委員、
島崎アイコ委員、貫名礼恵委員、青木健太郎委員、
内堀英希委員、遠藤寛士委員、荻原確也委員、
児玉大輔委員

内 容

1. 開 会

2. 会長あいさつ

- ・ 西成活裕氏の著書「渋滞学」に面白い説があったので紹介しながら、我々の足元を渋滞から逃れるために考えてみたい。アリの行列は、何十m続いているでも渋滞がない。アリは、一定の距離間を持ち、一定の速度で動くので渋滞は起きないというのが西成氏の解釈である。風土フォーラムにおいても応用が利く。このメンバーで 1 年半経過するが、各委員の距離間とスピード間はそれぞれ違うので、合わせようとする渋滞が発生する。ある程度の距離間で余裕を持たないと、大きな会議での渋滞は避けられないというのが私の実感である。色々なスピード間と距離感覚があるが、前後の距離間を保ちながら全体の流れを見ていく事で渋滞が減

る。今ようやく渋滞を起こさないところまで辿り着いた事は、基本会議としての成長の証かと思う。

- ・ 本日は具体的報告もあるが、詰め過ぎてもいけないし、ゆっくり過ぎてもいけない。微妙な距離間を保つことを意識し、議論を深めていただきたい。

3. 議 事

(1) 事業者認定制度（仮称）について

○事業者認定制度（仮称）について、町検討委員会での議論状況等、総合政策課 企画調整係 担当者より報告。

- ・ 広く認定する制度にしていく事で意見がまとまった。事務負担等の課題について引き続き検討する。
- ・ 認定にあたり、まちづくり協力や社会貢献の実績等を審査項目としたい。
※自然保護対策要綱等の町のルールは守ることが当たり前のため、審査項目とはしない。
- ・ 審査機関として風土フォーラムに携わってもらおうという案もあった。

【意見交換】（発言順）

A 委員

まちづくりへ協力や貢献した事業者とは、具体的に何を求めるのか。

担当者（総合政策課 企画調整係）

社会貢献、地域貢献に協力している事業者の認定で、具体的には、環境保全の活動、地域の防犯活動、商工業振興の活動、子育ての活動、福祉の活動等が考えられるが、認定条件については今後検討していく。

B 委員

認定を目的とするのではなく、認定される事により何が得られるのかという事を見据えた基準を設けてほしい。そうすれば、認定を受けたいと思う人が増え、まちづくりに繋がると思う。

C委員

行政が審査する事は難しい。評価軸は経営者のビジョンや社会的貢献とし、経営者の面談や論文提出等の方法で審査するとよい。また、景観条例は基本的に守る事を前提にしないと審査が困難になる。シンプルで速やかに実施出来るようにした方がよい。

会長

誰が審査するのかという主体性の問題がある。審査は町長、行政側、または風土フォーラムが選びそれを町が認定するという選択肢もある。

D委員

事業者認定制度の着地点は、事業者認定を受けた人達が色々な場所でその精神に従い活動すると、結果的に風土自治が促進され 22 世紀に向かい正しい方向に進む事ではないか。条件を満たす事も大事だが、風土自治を促進できるかという観点で審査が必要だと思う。それを行政が審査する事は、風土自治の精神からしても疑問である。風土フォーラムが、審査をする事は有りだと思う。

会長

風土フォーラムがどのような形で携わるのか、議論を深めておいた方がよい。特別委員会を作る方法や風土フォーラムを加味した第3の組織を設置する方法も考えられる。検討委員会の中でどう議論が展開されたのか聞かせてほしい。

担当者（総合政策課 企画調整係）

行政が認定すると、公平性の観点から考えなければいけない。審査機関についてはこれからの検討課題であるが、部会の団体に審査をしてもらい、その結果を踏まえ町が認定するのも一つの方法と考えられる。

E委員

地域貢献、社会貢献、景観美化等が目的であれば、各事業者が本業を通じて地域貢献を実施する運動を促進し、それを風土フォーラムまたは町で集約し発信していく事で、認定を与える事がよいと思う。申請して認定するのはハードルが高いので、取り掛かりは低くした方が

よい。

会長

認定は重いが、重いからこそインセンティブを高める事にもなる。しかし、難しい制度をスタートさせるのに構えすぎてしまい、制度設計で悩むよりは気楽にスタートしてみる事も一つの方法ではある。軽重の問題もある。

D委員

あまり重くせず、作業量も大きくせず出来る事は実施したいと思う。ただし、それと志を下げる事は別である。風土フォーラムとして、高い志で軽井沢を良くしていくという、この志を落としてスタートしてはいけないと思う。

F委員

事業者は十人十色なので、それを一定の評価軸で認定しなければいけないのは、認定する側の責任がとても重い。統一の評価項目の他に、導入のレベル設定をすれば、認定する側の責任も軽くなる。

C委員

実行しなければ始まらないので、導入期は緩く、走りながら徐々に厳しくしていけばよい。同時に認定の間口については、ランクを作る事はよいと思う。風土フォーラムが主体で判定し、町が認定する方法がよい。

会長

風土フォーラムとしては何らかの形でサポートし、制度設計については行政側に投げ返す形にしたい。次回までにもう少し具体的な案をお願いしたいと思うが、総合政策課長の立場で意見を伺えないか。

G委員

町への協力事業者を広く拾い上げるという方向でスタートするのはよいと考えている。この制度を立ち上げた場合、継続出来る制度にしなければいけない。町長の意向も確認しながら次回形にしたものが示せばと考えている。

会長

これだけ大掛かりに議論し、町民の意向を受けた風土フォーラムの提言をキッカケとした制度なので、撤退（ゼロ回答）はないという事で賛同いただけるか。（賛同する。）

(2) プロジェクトチームについて（各プロジェクトチームの近況報告）

○軽井沢駅北口ステーションフロント構想プロジェクトチームについて

- ・今後の展開は、住民を交えながら駅北口に関する課題の洗い出しや、洗い出された課題の図面への落とし込み、課題解決に向けたイメージ図の作成などによる可視化を経て、提案事項をまとめ、基本会議へ報告する。
- ・議論に必要な資料作成等については業務委託とする。
- ・多くの方に関心を持ってもらうため、会議の公開について検討している。

【意見交換】（発言順）

C委員（軽井沢駅北口ステーションフロント構想PT構成員）

絵があるとそれが現実になると捉われかねないので、軽井沢駅北口ステーションフロント構想プロジェクトチーム会議の中で、絵のレベルについては出来るだけシンプルな方がよいと伝えた。

会長

新軽井沢エリアデザインは、一つの想定絵柄だが実現可能な絵として書いているものではなく、理想的な部分をあえて入れている。デベロッパーの図柄は、部分的過ぎて全体が見えない。その中間点とした、近未来に実現が期待出来るものを具体的な絵で表し、それを参考にしながら議論を深めていきたいという主旨の絵作りであるので理解を賜りたい。

○チームみらいえプロジェクトチームについて

- ・キッズイベントとして、伝説の山に登り宝探しをする企画についての内容について協議した。これから所定の手続きを踏んで実施したい。

(3) 風土フォーラム通信（仮称）について

○風土フォーラム通信（仮称）について

- ・軽井沢グランドデザインや風土フォーラムについて、多くの人に関心を持ってもらえるように独自の広報誌を作成したい。

【意見交換】（発言順）

C委員

本来の目的は、広報誌を作る事ではなく啓蒙活動にある。その場合、新たな広報誌作成ではなく、他の方法を探る議論が必要である。広報誌作成には予算も必要なので、こういう手間をかけるより、広報かるいざわの見開き 1 ページを使い、風土フォーラム通信を展開するべきである。私の感覚としては、風土フォーラムは地元民 4 割、別荘民 2 割程度の認知度しかなく、内容についてはほとんど認知されていない。私達も 2 年間の任期で、そろそろ具体的成果を出さなければいけないと思う。

事務局

広報かるいざわは、限られた紙面の中で、町からの情報もたくさんあり、現在の 2 段が精一杯である。独自の広報誌作成には、別の角度から皆さんの目に触れてもらいたいという狙いがある。予算については、用紙以外は事務局の手作りとし編集・発行はゼロ予算で行う。

会長

私も原稿を書く場合、なるべく違う文章で味付けを変える努力をしてきたが、広報かるいざわの読者は決まっており殻が破れない。広報かるいざわも継続していくが、ページを増やすことは、町内の行政バランスからして難しい。新たな広報誌は、各区長に協力いただけるので、発行についてはご了解いただきたい。

C委員

軽井沢 22 世紀風土フォーラムは町長の肝いりプロジェクトでもあるので、メリハリが大事で一面トップ記事を使用するくらいの見え方も大事だと思う。

会長

広報かるいざわに読み物風の記事を掲載する事は、規範がない。インフォメーションが定着しており、他の圧力もあるので、事務局の努力をかってほしい。

B委員

別で配布したとしても、読者はそれほど増えない気がする。委員の考えが伝わるような記事等について工夫が必要だが、違う層を狙う為に、フェイスブックの活用等も進めてほしい。印刷物を区に出すと町はお金を使ってという意見も出るが、その反面注目されるよいキッカケになるかも知れない。

会長

広報かるいざわも読者の固定化現象が起きている。読まない人には手法を変えないと壁は破れない。同じ紙の上では同じ読者層しかつかめないので、違う手法を選ぶことも挑戦としては無意味ではない。また、コンテンツの中で基本会議委員のインタビューをシリーズ化していきたいので協力願いたい。

H委員

認知や理解を深める為には現状を可視化してみるとよい。アンケート等を実施するとよい。

(4) その他

○風土フォーラム事務局に寄せられた意見等一覧について

①景観・整備（センスある公園整備・デザイン審議会・電線地中化・軽井沢駅前の景観等）、②自然（在来植物の保護・自然に対する認識・自然保護における官民連携等）、③文化（旧軽井沢イメージの保護・移住者向け情報提供・団体間の連携や交流等）

○住民参加型プロジェクト運営委託について

今年度、住民に対するランドデザイン及び、風土フォーラムの認識拡大

と住民主体のまちづくり実践のきっかけを創出するために業務委託を行うことについて報告する。

【意見交換】（発言順）

会長

行政側が、風土フォーラムのバックアップとして予算を組んでくれた。新しい運営資金ができ歓迎したいが、町民から批判を受けないよう有効利用してもらいたい。

H委員

発注者側の意図を明確にしていると思うので、詳しく説明してほしい。

事務局

事業実施にあたり、ワークショップ等の開催など具体的な内容も記載しているが、参加事業者の自由な提案を求めている。ランドデザインや風土フォーラムの啓蒙活動の為に、事業者の知恵も借りながら普及していきたい。

H委員

事務局では、今年度積極的に外へ出て話す場を創出したいとの事だったので、私も協力したいと伝えた。今の内容だと、事務局が外へ出て展開する事で実施出来る内容だと感じる。

会長

基本会議からの提案を、この業務委託で活かす方法はあるのか。我々の作業と委託業者の内容は、連携になるのか分担になるのか。

事務局

大きな目的はランドデザインの普及である。風土フォーラムと切り分けて考えていない。

A委員

実施している事を認知してもらおう事と、参画してもらおう事では目的が変わってくる。認知してもらっただけならイベント開催の必要はないと思う。委員としては、分担ではなく一緒に実施できるような業務委

託をお願いしたい。業務を任せるのではなく、実務部分の広報や記録の共有が出来るようなレポート等、事務局の負荷になる部分を委託業者に任せると効率化でき、有効な資金の使い方になる。

D委員

まちづくりの市民参加イベントは、プロフェッショナルな仕事である。成功と失敗の分かれ目は、一つは、発注者が目的とゴールについて明確に説明出来るようにしておかなければ、必ず丸投げになりその場で終わってしまう。二つ目は、イベント後が重要で、その後まちづくりに繋がられるかが大事である。イベント自体は色々とアイデアも出て盛り上がるが、3か月後何も残らず日常に戻る事がほとんどである。イベント結果のアウトプットをいかに行政、風土フォーラムの活動に繋げていくのかまで決めて発注しないと無駄なお金になる。

会長

共同事業やこちらから提案したものが委託業務で出来るような形にしておかないと、我々が取り残されてしまうかもしれない。我々にとっても有効な資金として活用できるような制度にしてほしい。

事務局

イベント開催での一番の狙いは、各地区に議論の手法を落としてもらいたいと考えている。意見集約の仕方等を気付かせてもらえれば、やがてそれが風土フォーラムに参加してもらおう意義・意味合いに繋がるという事も、委託業者には伝えている。基本会議委員にもご協力いただければありがたい。

4. フリートーク

【意見交換】（発言順）

B委員

事務局に寄せられた意見一覧であるが、今までは詳しく内容も記載してあったが、頭出しに変更したのは意図があるのか。

事務局

読み方によっては、違う取り方をされてしまう場合もあるので頭出しにした。

B委員

頭出しの後に詳しい内容を記載してもらった方が、より住民の意見が共有できると思う。

会長

今回の資料は、もう少し詳しい内容も記載してもらおう。

H委員

住民参加型プロジェクトに関連して、基本会議委員の中には具体的なワークショップのやり方や知見を豊富に持っている人もいるので、色々な事例等も参考に聞いてみたらよい。

5. 事務連絡

○軽井沢町長期振興計画の後期基本計画素案に対するパブリックコメント募集についてのお礼

○軽井沢 22 世紀風土フォーラム事務局の営業時間延長について

- ・軽井沢発地市庭の営業時間延長に伴い、8 月末までの間、金曜日の開場時間を 18 時まで延長する。(8 月 11 日(祝日)は休み。10 日は 18 時までとする。)

6. 閉 会